

認定医療社会福祉士登録者 各位

(公社)日本医療社会福祉協会 認定事業部

認定医療社会福祉士更新申請時期の延長について

未だ収束の兆しの見えない新型コロナウイルスの影響で、協会は例年通りの研修会等の開催が困難な状況となっており、皆さまにおかれましては認定医療社会福祉士の更新に必要なポイント獲得が難しい状況が続いていることと思います。そのため来年度(2021年度)以降の更新申請におきましては、本年4月以降の研修会や学会等の中止の影響を鑑み、以下の認定医療社会福祉士の皆さまを対象に「更新申請時期 1年間延長できる」としました。なお延長された1年間も認定医療社会福祉士の効力は継続され、更新申請後の審査合格の翌年度から5年間で新たな有効期間となります。

記

1. 対象者 有効期間が2017年4月1日から2022年3月31日の認定医療社会福祉士
2018年4月1日から2023年3月31日の認定医療社会福祉士
2019年4月1日から2024年3月31日の認定医療社会福祉士
2020年4月1日から2025年3月31日の認定医療社会福祉士
2021年4月1日から2026年3月31日の認定医療社会福祉士

2. 更新申請要件と更新申請時期

・更新申請の要件は以下の通りです。

◆更新(1回目)

- 1) 認定医療社会福祉士新規申請後から5年以内に、合計105ポイント以上を取得していること。
- 2) 上記105ポイントの内、以下の大項目のポイント合計が20ポイント以上あること。
4. 論文・著者等 / 5. 学会発表 / 6. 講習会・研修会講師 / 7. 論文・学会演題の査読 / 8. 実習指導者としての業績及びスーパービジョンの実績(スーパーバイザーもスーパーバイジーも可)
- 3) ポイント対象となる研修等は、申請年度の前年度末までのものであること。
- 4) ポイント認定後に課されるレポート1編の審査に合格すること。
- 5) 第7期までの経過措置対象者の更新申請については、5つの現任者研修の中で90ポイントまでは更新時に持ち越し算定が可能だが、2017年度(第8期)以降の新規申請者が更新申請を行う際は、持ち越し(永続)ポイント制は廃止する(有効期間が2017年4月1日から2022年3月31日までの認定医療社会福祉士の方は、第7期合格者であり、持ち越しポイントが認められますので勘案下さい。)

◆更新(2回目以降)

2回目以降の更新は、1回目の更新とは異なり、ポイント審査は無く、レポート1編の審査に合格すること。

・更新申請時期: 対象者はそれぞれの有効期限の前年の6月～8月に認定医療社会福祉士の更新申請を行って下さい。延長に当たり事前の申告は必要ありません。

3. 失効されている方について

認定医療社会福祉士の有効期間内に更新申請を行うことができず、現在、失効している方については、失効期間には期限を設けていませんので、時間を要しても上記更新要件(1回目)のポイントを獲得できた時点で、その翌年度の6月～8月に更新申請を行うことができます。

*ご不明な点は、協会事務局までお問い合わせ下さい。